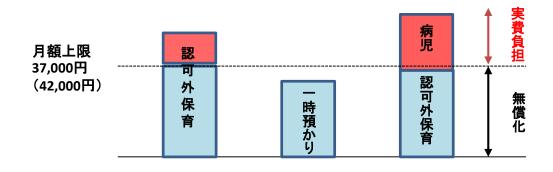
認可外保育施設を 利用している方へ

令和元年10月から

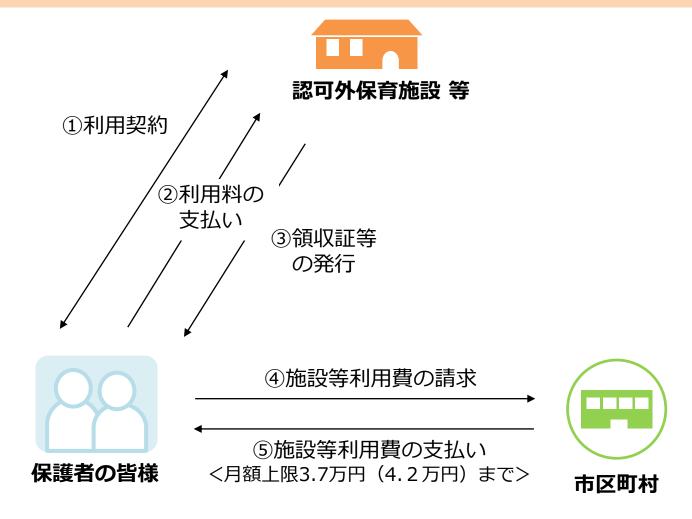
幼児教育・保育の無償化がスタートします

- 無償化の対象となるためには、<u>「保育の必要性の認定」を受ける</u> 必要があります。
 - (注1)「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件(認可保育所の利用と 同等の要件)があることが必要です。
 - (注2) 認可保育園等の入所申し込みをした方で、すでに認定を受けている方については、 改めての認定申請は不要です。
- <u>3歳児クラスから5歳児クラスまでの子どもたちは、**月額3.7万**</u> **円まで**、<u>0歳児クラスから2歳児クラスまでの住民税非課税世帯の</u>子どもたちは**月額4.2万円まで**の利用料が無償化の対象となります。
- 認可外保育施設 (一般的な認可外保育施設や、地方自治体独自の認証保育施設、 ベビーシッター、認可外の事業所内保育所等) (こ加え、
 - ・一時預かり事業 ・病児保育事業
 - ・<u>ファミリー・サポート・センター事業が対象</u>です。

無償化のイメージ



[基本的な手続きのイメージ]



請求方法、請求時期については、詳細が決まり次第、園を通じ てお伝えします。

- ✓ 無償化の対象となるには、**「認定申請書」の提出が必要(様式第1号)**です。
- ✓ 給食(おやつ、飲み物含む)の費用、通園送迎費、行事費などは、無償化の対象外になります。

(お問合せ先)下関市こども未来部幼児保育課

TEL: 083-231-1397-1929

FAX:083-231-1995